

## 平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成23年12月22日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成23年12月22日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 市長行政報告
  - 4 選挙第 1号 防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
  - 5 議案第88号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）  
（各常任委員会委員長報告）  
議案第75号 防府市環境基本計画について  
議案第76号 第二次防府市生涯学習推進計画について  
（以上教育民生委員会委員長報告）  
議案第93号 平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）  
（産業建設委員会委員長報告）
  - 6 議案第97号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第14号）
  - 7 議案第98号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について（追加）
  - 8 決議第 6号 平成24年度からの学校給食配送業務の円滑な運用を求める決議（追加）
  - 9 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	山田耕治君	4番	中林堅造君
5番	山本久江君	6番	重川恭年君
7番	三原昭治君	8番	木村一彦君
9番	横田和雄君	10番	高砂朋子君

11番	山根祐二君	12番	斉藤旭君
13番	河杉憲二君	14番	青木明夫君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	行重延昭君
20番	久保玄爾君	21番	今津誠一君
22番	山下和明君	23番	藤本和久君
24番	田中敏靖君	25番	田中健次君
27番	安藤二郎君		

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	中村恭亮君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、三原議員、

8番、木村議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

### あいさつ

○議長（安藤 二郎君） この際、さきの本会議において、防府市監査委員に選任されました中村恭亮氏のごあいさつを受けます。

〔代表監査委員 中村 恭亮君 登壇〕

○代表監査委員（中村 恭亮君） 皆さん、おはようございます。このたび代表監査委員に選任されました中村恭亮と申します。厳しい財政が続く中、市の事務事業の監査につきまして大役を仰せつかりまして、大変、身の引き締まる思いであります。

監査に当たりましては、自治法の精神にのっとりまして、微力ではございますけど、誠実にかつ中立、公正な立場で積極的に評価、検証してまいりたいと思っております。

皆様方の御指導、また御鞭撻を賜ることをお願いいたしまして、大変簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

---

### 市長行政報告

○議長（安藤 二郎君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 離島航路定期船「ニューのしま」の乗り揚げ事故に係るその後の経過について御報告申し上げます。

まずもって、この事故につきまして、皆様に多大な御迷惑をおかけいたしておりますこと、改めて心からおわび申し上げます。

事故当初の状況等につきましては、今議会の初日に御報告申し上げましたが、その後の対応といたしまして、現在は「ニューのしま」にかわる安全な船舶の確保を最重要課題として取り組んでおります。事故の後、航路運航は予備船「のしま」を使用しておりますが、この予備船「のしま」は古い船でございますので、航路の一層の安全運航を確保するため、早期の新船建造を図るとともに、新船建造までの代船の確保に向け、ただいま全力で努力しているさなかでございます。

私も、11月29日に国土交通省中国運輸局長、12月7日に山口県地域振興部長並びに観光交流局長、12月13日には、国土交通省海事局内航課長を直接御訪問し、乗り揚げ事故に関する御報告とあわせて、早期の新船建造及び代船の確保について要請を行い、

皆様から最大限の御支援、御協力をいただけるとの回答をいただいているところでございます。

その後、12月19日に有限会社野島海運臨時株主総会が開催され、新船建造につきまして、その手法は、前回「ニューのしま」建造時と同じように有限会社野島海運と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有建造としまして、平成24年度の早期に着手して、一日も早く就航させることを決定いたしました。

今後は、国土交通省中国運輸局や山口県、野島島民代表の方にも委員に就任していただいております「野島～三田尻航路改善協議会」とも協議し、島民の皆様に一層安心していただける生活航路の維持のため、速やかな新船の建造に努めるとともに、建造に当たっては、離島の生活環境にも配慮した船舶としたいと考えております。

また、このたびの事故の原因につきましては、現在も国土交通省運輸安全委員会及び同省海難審判所で調査中でございますが、12月7日付で、中国運輸局海上安全環境部長から、有限会社野島海運として、輸送の安全確保に関する指導を受けたところでございます。改めて、事故発生時の状況確認を行い、12月19日の有限会社野島海運臨時株主総会において、今後かかる事態を引き起こすことのないよう安全運航の徹底について全職員に指令するとともに、有限会社野島海運一丸となって、安全運航体制を強固なものとするのを役員全員が再確認したところでございます。

野島～三田尻航路は、野島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関でございますので、航路運航に当たっては、安全と安心を第一に、二度とこのような事故を起こさないよう、安全管理と安全運航の徹底に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、市長行政報告を終わります。

---

#### 選挙第1号防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○議長（安藤 二郎君） 選挙第1号を議題といたします。

これより、防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、過ぐる11月30日の本会議で御承認をいただき、選考委員会による選考会が19日に開催され、それぞれ御指名をいただきましたので、御報告申し上げます。

お手元に配付しておりますとおり、防府市選挙管理委員会の委員として、伊藤賢治氏、齊藤清子氏、竹屋勝典氏、林伸彦氏の4氏、同補充員として、東福和美氏、池田猛氏、石

川誠一氏、福田満氏の4氏、以上の方々をそれぞれ御指名いただきました。

お諮りいたします。防府市選挙管理委員会の委員及び補充員については、ただいま御報告申し上げました、御指名をいただいております方々をもって、それぞれ当選人と定めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、防府市選挙管理委員会の委員には、伊藤賢治氏、齊藤清子氏、竹屋勝典氏、林伸彦氏の4氏、同補充員には、東福和美氏、池田猛氏、石川誠一氏、福田満氏の4氏がそれぞれ当選をされました。

---

議案第88号平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）

（各常任委員会委員長報告）

議案第75号防府市環境基本計画について

議案第76号第二次防府市生涯学習推進計画について

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第93号平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

（産業建設委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第88号、議案第75号、議案第76号及び議案第93号の4議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第88号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○7番（三原 昭治君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第88号平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）中、総務委員会所管事項について、去る12月14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「地域主権改革推進業務委託料が計上されているが、地域主権推進一括法の施行により、国の地方に対する義務付け、枠付けが見直され、その中で、これまで国が定めていた基準等を、今後は市が定めることができるようになるものがある。市が基準を定めるに当たっては、市民サービスの低下を招くことのないよう、地域の実情や住民ニーズを十分踏まえて検討しなければならないと思うが、どうか」との意見に対し、「関係法律や条例について、まだ精査していないので、はっきりとは申し上げられませんが、内容を見ながら、必要に応じ、市民の皆様の御意見

を聞いてまいりたいと思います」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問について御報告申し上げます。

まず、「12月7日、競輪の本場開催が6レース以降中止となった原因は何か。また、来場者等の抗議はどうであったか。競技中止に伴う損害に対する補償はどうなっているか」との質疑に対し、「全国の競輪場及び場外売場等で発売された投票票数につきましては、競輪の投票システム等の開発、運営をしております財団法人車両情報センターにございます票数集計システムにおいて集計しておりますが、このシステムのふぐあいのため、集計処理が遅延いたしまして、当日開催していた全国15場及びサテライトを含めた延べ194場外売場において発売を続行することができなくなりました。今回の障害の原因は、全国の多くの売場での稼働に対しましての処理負荷の増大によるものという報告を受けておりますが、処理負荷の軽減対策を実施しまして、翌日以降、順調に開催できています。入場者からの抗議の状況ですが、機器のトラブルによる払戻金、オッズ表示の遅延等、逐次、場内放送でお知らせしながら開催しました。なお、入場者から苦情が約20件ほどありましたが、状況説明をいたしまして、御理解いただいたところでございます。今回のレースの中止、打ち切りによる損害額及びその補てんでございますが、財団法人車両情報センターに損害賠償請求をすることになります。損害額につきましては、今回の事象が全国の競輪場に及んでおりますので、社団法人全国競輪施行者協議会におきまして、損害額の計算根拠が取りまとめられる予定であり、その根拠に基づきまして防府競輪の損害額を計算することになります。売り上げ金額の影響は、翌日と比較しますと約1,000万円の減収、また、併売していましたが熊本競輪のF1、3レース分、約200万円の減収が見込まれますので、これをもとに防府競輪の損害額を算出することになります」との答弁がございました。

また、「ニューのしまの事故及び廃船にかかる経費は幾らか。また、安全教育はどの程度やっているのか」との質疑に対し、「サルベージ費用は確定していませんが、相当額が必要になります。このほか、タグボート、オイルフェンス、あるいは解体費用に約830万円かかる見込みです。安全教育については、年末年始の輸送の安全確保ということで社内会議が開かれ、その中で安全運航について確認をしています」との答弁がございました。

これに対して、「海の上は潮の流れもあり大変危険であるので、小まめに非常時の訓練をするように」との要望がございました。

また、「本会議において職員の事故の件数が平成10年度以降の13年間で588件と報告があったが、その内訳はどうか」との質疑に対して、「588件の中には、平成18年度にひょうが降って自動車に傷がついたもの約100件のように、自然災害等により傷ついたものも含まれております」との答弁がございました。

このほか、「災害時における弱者支援対策について」、「高齢者の足の確保について」、「防災ラジオについて」、「自主防災組織について」などの発言や要望がありました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第88号及び教育民生委員会に付託されておりました議案第75号並びに議案第76号について、教育民生委員長の報告を求めます。重川教育民生委員長。

〔教育民生委員長 重川 恭年君 登壇〕

○6番（重川 恭年君） おはようございます。ただいま議題となっております議案第75号防府市環境基本計画について、議案第76号第二次防府市生涯学習推進計画について及び議案第88号平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第75号の防府市環境基本計画についての審査の過程における主な質疑等につきましては、「本計画の大もととなる環境基本法にない汚染者負担、所有者負担などの記述はどうか。また、各主体というのは、市と事業者と市民になるが、環境基本法でいう受益者負担は、一般的に、あまねく市民に求める受益者負担ではなく、環境的な事業を実施したときに、著しく利益を受ける人に対し、負担を求めることにあることから、「各主体それぞれの公平な経済負担の下」という記述において、受益者負担という文言が入っていると、環境基本法の趣旨から、少し外れるのではないか」との質疑に対し、「汚染者負担については、1972年のOECD理事会勧告で示された国際的な合意となっている原則で、これを受けて、我が国においても、公害に関する費用負担のあり方などの考え方に広く取り入れられているもので、環境基本法では、この汚染者負担の原則に沿った措置の中で、原因者負担として規定されておりますが、基本的な考え方は、同一と解しており、より広い意味で、汚染者負担と記したものでございます。所有者負担については、土壌汚染対策法などで、汚染の防止に向けて、必要な措置を講じるよう土地の所有者等に定められておりますし、また、受益者負担については、環境基本法では、公的機関が環境保全事業を実施したことによって、例えば、その地域の商店街に多くの来客者が増えて、著しい利益が生じたという場合に、工事費の一部を負担していただくという意図で規定が

されており、これらを記すことによって、広く市民を含め負担をしていただくこととなります。こうした記述に、誤解を招くおそれがあるということであれば、本計画の所期の目的を大きく損ねるものではないので、この部分の修正につきましては、やぶさかではないと考えております」との答弁がございました。

また、「5年、あるいは10年で中間の見直しをする基本計画の中に、毎年つくられている防府市中期財政計画の下という記述を入れることはどうなのか」との質疑に対し、「防府市中期財政計画は、公に示されておりますことから記したものでございますが、削除することにつきましては、特に異議はございません」との答弁がございました。

質疑等を終結し、審査を尽くしたところで、「財政の確保と財政負担の最小化の項目で、各主体の経済的な考え方が分野ごとに異なり、誤解を招きやすいため、財政上の措置として記述を簡略化し、整理する」という理由から修正案が提出されました。

この修正案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第76号の第二次防府市生涯学習推進計画について、審査の過程における主な質疑等につきまして御報告申し上げます。

「主体的な市民活動への支援の中で、ボランティア活動やNPO活動などに積極的に参加していると思う市民の割合については、現状から中間時点での目標指標は2倍、防府市生涯学習指導者バンク登録者の派遣回数目標指標が1.5倍となっている考え方はどうか」との質疑に対し、「ボランティア活動やNPO活動などに積極的に参加していると思う市民の割合については、総合計画との整合性をとっております。また、防府市生涯学習指導者バンク登録者の派遣回数については、努力を要する件数を掲げておりますので、今後、PR等に努めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「放課後子ども教室は、現状が5カ所、平成33年度の目標値が15カ所となっているが、毎年1カ所ずつ開設する計画なのか」との質疑に対し、「本年度、玉祖を開校予定としており、毎年1校ずつ開校する予定としております」との答弁がございました。

また、「計画の実現に向けての中に、財政上の記述がないが、どう考えているのか」との質疑に対し、「個々の施策については、財政上の措置が必要と考えてはおりますが、生涯学習推進計画では記載しておりませんので、修正することについてはやぶさかではない



と考えております」との答弁がございました。

質疑等を終結し、審査を尽くしたところで、「計画を推進する上で、さまざまな形で財政上の措置は必要であり、財政上の措置の記述は入れるべきと考える」との意見が出され、修正案が提出されました。

この修正案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、議案第88号平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）について審査の過程における主な質疑等につきましては、「愛光園の作業棟解体後に何か計画はあるのか」との質疑に対し、「生活介護、就労移行支援等の場として、同規模程度の建物の建て替えを予定しております」との答弁がございました。

また、「児童・生徒心電図検査業務委託の医師は学校医なのか。医師会との連携は図っているのか」との質疑に対し、「落札した業者が医師の手配をいたしまして、その医師が学校に訪問し、行っております。現在、医師会との連携はありませんが、連携を図る必要はあると考えております」との答弁がございました。

これに対し、「子どもたちの健康管理については、今後は学校医を含め医師会との連携を図って対処していただきたい」との要望がございました。

また、「10月分の子ども手当から、各市町の判断により、保育料を差し引くことが可能になり、また、保護者の同意があれば、学校給食費なども差し引くことができるようになったが、防府市としてはどのように対処しているのか」との質疑に対し、「保育料については、強制的に徴収する特別徴収にするか、窓口払いにして、保護者と相談して納付していただくか検討中でございます。また、学校給食費などについては、教育委員会と協議しております」との答弁がございました。

これに対し、「子ども手当から保育料を差し引くことは、慎重に対処していただきたい」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問における主な質疑等について申し上げますと、「東日本大震災により発生したごみ処理について、市の方針は決まっているのか」との質疑に対し、

「今回の災害廃棄物の処理は、放射性物質に汚染された廃棄物もあり、処理が広域処理ということでもあり、本市だけの考えで処理を行うということではなく、近隣市町との調整が必要と思っております。また、市民の方々の御理解がなければ、佐賀県武雄市のように、市が受け入れを決定したとしても、受け入れ撤回というような状況になりかねないと思います。いずれにしても、本市では、市民及び職員の安心・安全が確保できなければ、災害廃棄物の受け入れは困難と考えております」との答弁がございました。

また、「高額医療費貸付金制度について、社会福祉協議会における今後の貸付金制度のあり方はどうか。また、限度額認定の適用を受けたとしても、負担が大きい方もいるが、入院、通院双方の医療費の貸付金制度をさらに充実させてはどうか」との質疑に対し、「限度額認定の制度が始まって以降、貸付金制度の利用はほとんどございませんが、限度額認定の申請がおくれると、一たん、高額な自己負担額の支払いが必要になるケースもあることから、この制度は今後も維持してまいりたいと考えておりますし、この制度では、入院、通院の区別はないものの、これまで通院での適用がございましたので、この制度の周知が十分でなかったと反省しており、今後、社会福祉協議会と協力してPRに努めてまいります。また、貸付金制度の充実については、この事業が高額療養費の部分についての貸付金の制度であるため、社会福祉協議会における他の貸付制度の利用を御案内するなどの方法で、解決を図ってまいりたいと考えております」との答弁がございました。

次に、「一般質問では、給食センターの配送車両について、現委託業者に対し、議会から寄附の要請がないので、していないという答弁があったが、現委託業者に寄附のお願いはしていないのか」との質疑に対し、「給食センターの配送車両の寄附については、現委託業者へ寄附はお願いしておりませんし、議会からの要請は受けておりません。教育民生委員会の所管事務調査の中で、購入の申し入れを行ってはどうかという委員からの御意見はあったと記憶しております」との答弁がございました。

また、「仄聞するところによると、現委託業者は、寄附ではなく車両を売りたい御意思があると聞いているが、教育委員会は聞いていないのか」との質疑に対し、「11月の教育民生委員会で触れましたが、4月からの配送業務について、現委託業者に検討していただいた中で、一つの方法として、配送車両の売却ということも今後の選択肢として、協力はしていただけるという感触は受けておりますが、それ以後、正式な申し入れは行っておりません。今後の方針としては、配送業務の入札ができない以上、購入の申し入れを行うことは現在のところ考えておりません」との答弁がございました。

また、「教育委員会としては、委託の方針は変わらないのか」との質疑に対し、「委託の方針は変わっておりません」との答弁がございました。

また、「「ニューのしま」の事故により、野島小・中学校の授業に影響はなかったのか」との質疑に対し、「11月23日の「ニューのしま」の事故により、翌日の船が欠航となりましたので、渡船通学の児童・生徒9名に対しては、家庭学習の日として対応いたしました。翌25日からは、運航が開始されましたが、島への到着時間が遅くなりましたので、中学校では1・2時限目の授業を5分間短縮した授業を行って対応しております」との答弁がございました。

これに対し、「短縮授業が続くと、授業時間に対する影響はないのか」との質疑に対し、「野島小・中学校は、帰りの船が4時30分となっておりますので、学校での生活時間が他の学校と比較して、長くなっております。市内の中学校については、週の平均授業実数が28こまあり、野島中学校は30こまの授業時間をとっておりますので、授業時間が減少する影響はございません」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第88号及び産業建設委員会に付託されておりました議案第93号について、産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○20番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして各常任委員会に付託となりました議案第88号中、産業建設委員会所管事項及び本委員会に付託となりました議案第93号につきまして、去る12月16日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第88号平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

まず、「安定的な園芸作物の生産を確保するための支援策として、生産機械を導入しようとする集落営農法人等に対し、補助をするということであるが、事業対象となる農業団体、農業法人は市内にはどのくらいあるのか。また、このたびの対象者は農事組合法人上り熊のみであるが、全対象者にPRはしたのか」との質疑に対し、「防府市農産園芸等振興対策事業補助金交付要綱では、事業の主体となる農業団体、農業法人は「市内の農業協同組合等」となっておりますが、防府とくち農業協同組合以外では5団体ございます。このすべての団体に周知いたしました。ほかの団体からは要望が上がってこなかったものでございます」との答弁がありました。

次に、議案第93号平成23年度防府市青果市場事業会計補正予算（第2号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「青果市場は老朽化が進み、施設修繕が必要にな

っているということだが、取扱量も年々減ってきている状況の中、今後は施設そのものの見直しも必要と考えるがどうか」との質疑に対し、「青果市場は、平成元年5月に開設して23年が経過し、施設がかなり老朽化しております。そのため、保守点検等を実施し、維持管理のための整備をしているところでございます。しかしながら、平成25年度で起債の償還が終了いたしますので、今後は設備の耐用年数も含めた更新計画をつくらなければならないと思っております。また、年々取扱量も減少しておりますことから、平成24年度から、指定管理者制度も含めた運営方針を検討する等、青果市場の活性化に取り組んでまいりたいと考えております」との答弁がありました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、2議案とも、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、付託案件以外の質問についてでございますが、「信号機のない交差点の交通安全対策の一つとして、カーブミラーが設置されており、それには常時、鏡面に被写体を映す機能が求められるが、実際には劣化していたり、水滴や凍結等で見えにくいものもある。これについて当局の見解を伺いたい」との質疑に対し、「現在、本市が管理しているカーブミラーは小野・富海地区を除き約2,300基あり、劣化して見えにくいものについては、地元の方などの通報や道路パトロール等により、取り替えを行っているところでございます。また、カーブミラーにつきましては、近年、水滴、凍結を防止する仕様のものが通常仕様のものとは比べ、コストの面でも差のないものも出ておりますので、今後の取り替えや新設の際には対応してまいりたいと考えております。なお、現在、道路反射鏡管理台帳を作成し、カーブミラーに管理番号や連絡先等を記載したシールを貼りつけておりますので、通報があった場合には迅速に対応できるものと考えます。いずれにいたしましても、設置数が多く、市だけですべてを管理するのは困難でありますので、市民の皆様方の御協力をいただきながら、交通安全の確保に努めてまいりたいと思っております」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの各常任委員長の報告に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、修正案及び原案について、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、最初に議案第75号をお諮りいたします。本

案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立により採決いたします。教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第75号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第75号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号をお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず、教育民生委員会の修正案を起立により採決いたします。教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第76号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第76号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号及び議案第93号の2議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第88号及び議案第93号の2議案については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第97号平成23年度防府市一般会計補正予算（第14号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第97号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第97号平成23年度防府市一般会計補正予算（第

14号)について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を374億4,079万7,000円といたしております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、まず、歳入でございますが、4ページの18款寄附金1項寄附金につきましては、新たに2目民生費寄附金といたしまして、市内在住の方から御寄附をいただきました障害者福祉充実のための指定寄附金を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、6ページ上段の2款総務費1項総務管理費の16目地域振興費につきましては、9月議会で増額の補正を行いましたLED防犯灯取替補助金につきましては、補助金の申請がさらに増えておりますことから、防犯灯設置・取替補助金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費につきましては、先ほど、歳入の寄附金の項で御説明いたしました障害者福祉充実のための指定寄附金を社会福祉事業振興基金積立金に計上いたしております。

以上、今回の補正について御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、8ページで補正後の予備費を7億7,316万7,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(安藤 二郎君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第97号については、原案のとおり可決されました。

田中議員。

○24番(田中 敏靖君) 私から、防府市議会の議員の定数を定める条例中改正についてを、動議を提出させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま24番、田中敏靖議員より、防府市議会の議員の定数を定める条例中改正についての動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところですがけれども、現在、最終日でありまして、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査のみですので、議会運営委員会にはお諮りいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 議案第98号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について（追加）

○議長（安藤 二郎君） 議案第98号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正についてを議題といたします。

ここで、議案配付のため、暫時休憩といたします。

午前10時51分 休憩

---

午前10時52分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。24番、田中敏靖議員。

〔24番 田中 敏靖君 登壇〕

○24番（田中 敏靖君） 私からは、議案第98号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正についての提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

定数削減については、24年11月、任期満了による改選を控え、新たに志す人も関心があると思います。急な変更は志をつぶすようなもので、せめて今議会、11カ月を切る現在、今議会において確定すべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

これまでの一連の定数削減案は、平成22年5月の市長選挙で勝利した市長のマニフェストによる定数半減13名の削減案は否決。平成23年1月の臨時議会に提案の「定数の半

減を求める市民の会」より17名削減案も否決。平成23年9月議会の2案とも否決となり、いずれもことごとく否決となっております。

つけ加えて申し上げますが、最初のくだりは、9月議会で25人案でも「25人では厳しいが現状で活動できる」と断定されていることから、これを採用させてもらいました。この案の賛同者は11名でした。また、23人案には7名の賛同者があり、合わせて18名はいずれも現状定数より定数を削減すべきと考えておられた結果と思います。

このほかの方で、日経グローバルの記事の中ですが、「これからの選挙のたびに2から3人ずつ減らしていけばよく、22から23人が適当と思われる」との記事もありました。いまだに大方の市民は、「議員定数については削減してもらいたい」との声が大と思われ、時代が要請した流れであると認識しております。

定数の基本的な考え方は、さきの提案理由で述べましたとおりです。人口、面積、委員会構成等さまざまな要因に合致しなければなりません。最終的には人口で判断すべきではないかと思えます。

県議会は、人口3万人に1人とし、選挙区より選出されていることは御存じのとおりでございます。県議会においても定数削減の検討を始められてるとお聞きしております。防府市の人口は約12万人ですが――12万切れておりますが、私の、私案でございますが、6,000人を1人とすればちょうど20人になります。それにプラスアルファを今回の提案とさせていただきます。

以上、述べました要因により、現在の定数は27ですが、2欠員の25議席で何の不自由もなく運営されておること。市民運動による民意にこたえるべく、せめて現員未満の1減である3人減の24人としたことが主な理由でございます。

現状認識をもととして、これからの議会に求められる役割を果たし得る最小の定数としては不満ながら、24人が適正な議員定数と結論となり、23人案と25人案に賛同されました皆様方は、ぜひとも本案に賛同されますようお願いいたします。

また、新たな市民運動、例えば議員解散請求、議員指名リコール運動、または住民投票などが起こらないことを願うとともに、大幅な譲歩ですが、苦渋の決断として提案申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 田中議員に質疑をいたします。

まず、議員定数の問題というのは、非常に重要な問題であるというふうに思っております。加えて、先日の一般質問でも出ましたけれども、中央分権改革推進計画、あるいは地



域主権戦略大綱に基づく、いわゆる第一次、第二次一括法の施行によりまして、基礎自治体の役割はますます重要になってまいります。これに比例しまして、議会の役割、責務も重要になってくるわけでございます。私は、定数問題は安直に取り扱うべきではないという立場をとっております。

また、条例改正のたぐいは、議案発案の形式をとるべきとの思いがいたしておりますが、私どもには事前の提示があったわけでもなく、いきなり動議が提出されました。

そこで、質問をいたしますが、田中議員は、先ほど壇上でも申されました13人、17人、23人、すべてに賛成をされ、今度は24人、果たして定数問題に信念をお持ちなのか、私には付和雷同、あるいは無節操としか見えませんが、（「そうだ」と呼ぶ者あり）もし、24人がだめなら25人なのか、9月議会で25人案には反対討論までされているので、まさかそれはないと思いますが、9月議会で23人を提案され、今日まで約3カ月、この間、どのような議論、研究等を経て24人案が提案されたのか、具体的にお尋ねをいたします。

先ほどの提案理由の中では、25人で何とかやってるということで我々は25人を出しましたが、いとも簡単に反対討論され、否決をされました。悔しい思いをそのときはしましたが、これが民意なのかということで、反対の方が多かったので、それに従わざるを得ないなという思いがしておりますが、その続きで書いてある、市議会の議員の定数を最小ではあるが、現員より1名減の24、これが非常に根拠が不明確でございますので、具体的にどのような研究、検討がなされたかをお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 24番、田中敏靖議員。

○24番（田中 敏靖君） 定数の問題につきましては、皆様方にお諮りを申し上げるところでございますが、私としては、こういう議案を出す場合には、議長さんにお話しして、議長さんに仲介の労をとっていただこうと、かように思っておりましたけれど、議長の交代等もありましたし、また議長さんの考え方はそういう状況ではないというふうなお話でございました。そうしますと、議会改革委員会等々がございまして、1年等々検討した結果でございます。

先ほどおっしゃいました13から順次定数の人数が変わってるんじゃないかと、節操がないんじゃないかと、こういうお話でございますが、やはり自分の思いは議員定数半減、こういうことで推し進めておったつもりではございますけれど、多少そういうところは、議会の内部でも妥協というものも必要であると、こういうふうな考え方で、提案を少しずつ緩めておりましたが、今回の1減というのは、もうこれ以上は譲れないという、現在の25、現状で行動されておるこの議会につきましては、これで運営されておると、こうい

う現状を踏まえながら、それよりは、まず民意として市民運動も行われておった、こういうことを考えますと、せめて1減、今回は1減でも達成すべきであると、このように私の強い思いの中でこのように提案させていただいております。あらゆることをいろいろ検討しております。表には出ませんが、いろいろ検討させていただいている中で今回の提案となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 隣の席で同じ田中でございますから、質問するのもどうかと思いましたが、ちょっと幾つかお尋ねをいたします。

一つは、先ほど土井議員も言われましたが、議員定数というこういうものを、動議という形で出すということは、正直言って残念な思いであります。

先ほど、議長に仲介の労をとっていただく云々というお話がありましたけれども、実は9月議会のときには、議長が仲介の労をとられたわけであります。議会内の定数検討の結果は、防府市と人口、面積が同程度の全国の他市の比較、その平均の議員定数が28.1人であったと。それよりも27人というのは少ないということで、削減をする必要がないというのが、その定数協議会の中の多数意見でありました。

そういう中で、いや1名でも2名でも削減という人たちから10名ぐらいまでの人が24名というような案を当初出されようとして、議長があっせん案として25名というのを出されておったわけであります。その25名の、そういった仲介の労を拒否された方が、また今回、議長のあっせん、仲介云々と言われるのはどういう真意なのか、それをちょっとお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、議案の扱いとして、これは直ちに採決をして、この議会で結論を求めるものなのか。あるいは、さらにこれが実現するために議会の中で協議をしてほしいものなのか、提出者としてのその御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 24番、田中敏靖議員。

○24番（田中 敏靖君） 終わりのほうから御説明いたします。

今議会で採決していただきたい。もうあと1年を切った状況では、他の志のある方が新たに出ようとした場合には、定数が何ぼであるか、27であるのか、25であるのか、24であるか、23であるか、こういういろいろなことを考えておられたと思います。そういう中で、準備をするのにやはり1年はかかるのではないかというふうな思い、過去の提出された方々の議員定数の削減につきましては、おおむね1年前に提案されております。そういうことを踏まえますと、今議会で右か左か、市民の方々にどういうふうにご

るかということも訴える一つの条件としてでも、これは今回で採決させていただきたいというふうに思います。

それから、最初の25で前にあっせんされておった状況の中で、今回はあなたは25には反対しておる、こういう中で議長にあっせんを頼むのはおかしいのではないかというふうなお話でございますけれど、議会としては、議長がこういういろいろなことは、やはりあっせんの案に仲介の労をとるとというのが、今までの条件ではあったのではないかと私は思っております。そういう過去の議会の経験の中から、そういうふうなことを申し上げております。

たまたま今回、2年に1回の議長の交代が3年になり、4年になりというような延び延びの中で議長交代されました。その中で思いが伝わらなかったかもわかりませんが、今回新たに安藤議長が就任されまして、そういうふうなお話は申し上げたと思いますが、その中で、今のところそういう考えはないというふうな姿勢でございましたので、私としてはそのように動議として、また、この提案をするのも、きょうになりましたけど、前もって準備をしておりましたが、たまたまきょうの提案になりました。本来は議運にかけるべき、もう少し早く出せばよかったということは、これからも反省の点ではあるかなと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 8番、木村議員。

○8番（木村 一彦君） 先ほど、土井議員の質疑と重なりますけれども、もう1回確認のためお伺いしますが、提出者は、まず最初には13人の定数に賛成されました。その次に17人、その次に23人、今回24人、こういうふうに次々に定数についての考え方、変わってきたわけですが、その根拠も先ほど申されましたけれども、このように次々に変わってきた根拠というのは何なのか、これひとつお尋ねしたい。

それから、その論でいきますと、今回24が仮に通らなかった場合、次は25にするのか。25にしても、今の提出者の言葉によりますと現有27からは少なくなるわけでありますから、よりましということで、今度は25を提案されるのか。25が否決されたら26を提案されるのか、その辺について、2点目はお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 24番、田中敏靖議員。

○24番（田中 敏靖君） 終わりのほうからお答えいたします。

今回否決されたら25で、また26でというふうな提案するかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、今議会で結論は出していただきたいということを御理解いただきたいと思います。（「どうするのか」と呼ぶ者あり）どうするという事は、今議会で結論を出していただいた結果だと思います。

それから、定数が13から17、そして23、今回の24と、節操のない提案ではないかというふうな再度の御質問でございますけれど、私は基本的には半減でいいという思いはいまだに変わってはおりません。しかしそういう中で、それはそれとして、やはり多くの方々との接点というのを見つけてこなけりやなりません。議会議会のたんびにその議論はしておくべきであり、今議会では、私は24ということの提案でしたいというふうな思いで提案させていただいております。節操がないと言われればそうかもわかりませんが、私の信念で今このようにやっておりますことを御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） それでは、質疑を終結してお諮りをいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 反対の立場から討論します。

まず、議会基本条例では、議員定数を変える場合は明確な根拠を示して提出しろということでありました。私、質問したんですけれども、23名から24名にされた、あるいは25名の現員数から24名に1名少なくされた理由そのものが、非常に答弁そのものがフアジーでございました。これでは市民を説得することはできない。市長さんが13人のときに出された、増やすんなら倍、減らすんなら半分というんと余り考え方が変わってないんじゃないかなという思いがします。それが1点。

もう1点は、田中健次議員が提案された閉会中の審議とかいうことをするのかということであれば、まだ理解もできるんですが、いろいろ聞いてみたいところもあるわけですが、いや、この議会で、きょういきなり判断を出せと言われてますと、判断材料も何もありません、はっきり申し上げまして。いきなり動議という形で出てき、我々にも事前に協議も何もなかったわけですから、そうすると判断する材料が全くございません。

以上の2点の理由で反対の立場を明確にします。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 私の質疑に対して、この議会で結論を出してほしいということが一つありました。

先ほど、土井議員も言われましたが、実は9月議会で議員定数検討の結果を受けて、検討の結果は現行の27名というのが多数意見でありましたけれども、議長がそういう中で、議会全体がまとまるようにという形で25名のあっせん案を出されたわけであります。

27名が多数意見でありながら、それよりも削減をするというあっせん案を議会全体の合意を図るという意味で出されたわけですが、それを拒否をされた。その方たちが、こういう形で、また、動議という形できょう結論を出してくれと、非常にこれは無茶な話だろうと思います。そういった意味で、きょう結論を出せと言われるということであれば、私はこれに対して反対をいたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 22番、山下議員。

○22番（山下 和明君） 防府市議会議員の議員定数を定める条例の一部を改正する条例中、27人を24人に改めることに関しまして、公明党は賛成いたします。

さきの9月議会でも述べましたが、昨年の市長選挙で議員定数半減を掲げた松浦現職が当選を果たしました。議員定数27人から13人とする、その議員定数半減条例改正案が上程されましたが、またその後、住民直接請求によって、議員定数を17人とする改正案が上程されました。我々公明党は、これに対して反対いたしたところであります。

反対した理由は、一気に議会を半減することは執行機関に対する監視機能、牽制機能を低下させる。また、議会が持つ議決機能の後退につながることで、そして議員は市民の代表でもあり、市民の声、民意を届ける役目があると。議員一人ひとりの責務は大きいと、こう判断したわけであります。

しかし、一方で、市民の中に入ってみますと、訪問・対話してみますと、議員定数半減ではなく、議員定数を削減してもらいたいとの意見も多くありました。また、住民運動が起こったことも視野に入れれば、議員定数の要請があることも我々公明党は認識し、理解しているところであります。議員定数削減をしていくことこそ、市民の多くが求めている民意であると我々公明党は、次期改選は4人減の23人が適当であるとして、9月議会では判断したところであります。

しかし、9月30日の本会議におきまして、23人にすることに賛成した者7名、25人にすることに賛成した者、11名でありました。議員定数を削減しようとする者、合わせて18名でありましたが、両案とも過半数を得ず、次期改選の議員定数改正が決まらない状態が今生じておるわけであります。

よって、議員定数27人から3人減の24人とする、一歩歩み寄った24人に改めることに、公明党は賛成いたします。

○議長（安藤 二郎君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 同案について、反対の立場で討論させていただきます。

提案者の24人という提案でございますが、9月議会では全く具体的な根拠も示されず、23人が政治的信念と、強く主張されております。そして今回、24人も全く根拠がなく、

強い思いであると、信念、信念という言葉が何度も出てまいりましたが、一体信念がどこにあるのか、大変疑問に感じる次第でございます。これは私だけではありません。多くの市民の方々が、いかげんにしろという声が今、大変大きくなっております。提案者は、先ほどからもありますように、13人、17人、23人、そして、今回24人、民意、民意と言われますが、何か聞いておきますと、民意をもてあそび、単なる数字合わせに走っているのではないかと、これこそ民意を軽視した提案でございます。よって、同案には強く反対を表明いたします。

○議長（安藤 二郎君） 4番、中林議員。

○4番（中林 堅造君） 提出されました議案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

民意を大切にということが、これは大前提でございます。一昨年の市長選挙におきまして、松浦市長の市民からいただかれた票は3万1,471票でございます。投票率は59.81%、これは有権者9万5,107人の33.09%という、その得票率でございます。しかしながら、この程度では民意ではないということで、議員定数を半減する議案を否決されております。

その後、10月16日に市議定数半減を実現する市民の会は、定数17名、この署名活動を開始されました。12月20日、縦覧を終えて3万5,578名の署名が確定いたしました。年が明けて3月議会におきまして、市民提案の議案を議会はまた否決いたしました。これも民意ではないとのことで否決ということでございます。

ところで、11月27日、大阪におきまして市長選挙の結果が出ました。投票率は60.92%、これは我が防府市と、1%多い数字でございます。橋下氏が獲得した票は75万810、これは有権者の35.66%でございます。有権者の総数は210万4,000という数字でございますが、ここで改めて比較をしてみたいなと思っております。

松浦市長の得票率は33.09%、橋下氏は35.66%、市民の会の数は37.40%でございます。この結果ではあるんですが、35.66%という橋下氏の出されたこの得票率、民主党も自民党もほとんどすべての公党は、この橋下氏の維新の会の出した票について、この結果を民意であると受けとめて、テレビでも話をしておりました。市長選挙では当たり前のことであるという意見もあったと思います。

12月までには、前議長は結果を示したいということで努力をなさって、先ほど山下議員も話をされておりましたが、9月議会において、議員提案で定数23名と、25名と、2つの議案が出されたわけでございますが、周知のとおり、賛否の内訳は23人が賛成7、25名は賛成11でございました。否決はされましたが、減らさなければならぬと考え

て行動された議員は、合わせますと18人ということでございます。これは過半数を超えておる数字であるわけでございます。

私は23名、7人と、少数のほうに入っておったわけでございますが、今回、歩み寄るということで、24名の数字に賛同したいと思っております。

25名という定数議案に賛同なさった議員の方々におかれましては、減らさなければならぬと思っていられるわけでございます。今回の24名という数字、歩み寄れない数ではないと私は思います。9月議会まで、3度目の民意を踏みにじった結果となっているわけでございます。

大阪市長選挙の結果、そしてさらに、この国会が終わった時点でも、野田総理は、定数削減を来年早々には結論をまとめたいたいということも話をしておられるわけでございます。防府市民の民意である大幅な定数削減にはほど遠くはなっておりますが、24名という数字、これを否決するようでは、防府市議会、議会としての約束を市民に対して果たさなかったということになると思います。

改めて申し上げますが、今回も反対される方々には、定数27名でいいということになるのではないかと思います。どうぞこの議案を通していただきたい、防府市民の意思であることを理由として、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 12番、斉藤議員。

○12番（斉藤 旭君） それでは、本案について賛成の立場で意見を申し上げます。

昨年5月より約1年半、議員定数について議論がなされてまいりました。私たち議員は、市長同様、有権者から選挙で選ばれた住民の代表機関であります。したがって民意は大事にしなければなりません。議員削減に賛成の人、削減に反対の人、市民の意見はいろいろですが、昨年5月の市長選の得票や、約1年前実施された議員定数半減の実現を求める市民の会による署名の結果は、市民の大多数が削減を望んでおられるということを認めなければならない事実であります。我々議会としても、昨年6月に設立された議員定数検討委員会では、来秋までに議会として一定の案を出すとの方針を示しており、9月に27名とか、25名とかいう、そういう案が出されておりますが、これが市民を納得させる数字ではないと思っております。

そういうことで、議会としては一定の案を来秋までに出すという方針を示しており、市民は、本年中には前進した答えが聞かれるものと、大いに期待されておられるものと考えます。私は、長きにわたり検討してきたこの結論が、仮に現状の25人では認められるものではないと考えまして、本案の24人が妥当であるとの賛成をいたします。

また、本件はこれ以上長引かせることは得策ではないと考えます。仮にこれで片がつか

ないなら、これ以上審議をしても私は時間の浪費ではないかと思います。あとは、市民に来年の市会議員の選挙でしっかり結論を出してもらうほかないかと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 8番、木村議員。

○8番（木村 一彦君） この議案に反対をいたします。

先ほどから出ておりますように、この議員定数の問題というのは、近代民主主義、議会制民主主義の根幹をなす重大な問題であります。二元代表制をとっています今の地方議会で、議会の力を弱める――議会の定数を削減するということは、議会の力を弱めるということにほかなりません。

こういうことを先ほどから出てますように、この24という数字に対する議論も全くされないままぼんと動議で出される、こういうことが果たして本当に市民のためになるのかどうか、改めて冷静に考えてみる必要があると思います。

これまでの定数検討協議会その他における論議を見ますと、定数を減らせと言われる今の提出者たちの議論は、いかように聞いても客観的根拠がありません。要は、せんじ詰めれば、市長選挙の結果にあらわされてるように、民意だということであります。しかし、この民意たるものも、よくよく、よく分析し、検討してみなければならぬと思います。

私のほうに聞こえてくるのは、多分に根拠がなく、ただ感情論で、議員を減らせというふうに言うておられる意見が多いように私は受け取っております。感情論に走ることなく、この議会制民主主義の根源をなす、根幹をなす大事な議員定数問題というのは、本当にあらゆる方面から慎重に、また科学的に、客観的に論議をして結論を出すべきであります。単なる感情論に走っては、千載に悔いを残すということにもなりかねないと思っています。

そういう意味では、先ほども質疑のところでも申しましたように、提出者たちの言われることは、まさに感情論に基づいて数字をもてあそんで、こういうふうに言うても過言ではないというふうに思うわけであります。

先ほど中林議員の討論にもありましたが、大阪の橋下市長との比較なんかも出されましたけれども、この橋下さんが今言っていることは、松浦市長と手法がよく似ておまして、維新の会という地方政党をつくり、そしてそれをバックに議会の中での、自分の与党の力を強めていこうという手法で今回選挙に勝った。そしてその結果、今一番言っているのは何かというと、大阪市の教職員の人事について、あるいは教育委員会のあり方について、乱暴にこれを介入していく。市長の権限を圧倒的に強める、いわば自分の意思に沿わない者については、これを排除できるような市長の権限を強めるということの一つ、柱にしております。



それから、市の職員の人事権についても、これまでよりも圧倒的に市長の人事権を強めて、自分の意のままに市職員を採用する、こういうことを彼は当初から主張してるわけがあります。

そして、選挙の最中では、独裁も必要なんだと、こういうようなことも口走ってる、そういうことに我々の市がなってはいけない、そういう意味からも、私はこの問題は本当に慎重に審議していかなきゃいけないと思ってます。

そして、この間の定数問題検討協議会で、長いこと、いろいろな、論議された中で、肝心なことは、防府市の現状の定数は全国平均——面積や人口その他を勘案して、全国平均でも多いほうではない、また、県内でも決して多いほうではないという、この現実であります。

この辺をもう一度改めて思い起こして、こういうような乱暴な、いきなりこの本会議で提案し、すぐ採決をしてくれというやり方でなく、もっと慎重に検討すべきだということも申し添えまして、この議案には絶対反対をいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（安藤 二郎君） それでは、討論を終結して、お諮りをいたします。本案につきましては、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第98号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第98号については、否決されました。

13番、河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 動議を求めたいと思います。

私のほうからは、先般より議論されております学校給食配送業務について、円滑な運営を求めるこういった決議文を提出したいと思いますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいま13番、河杉議員より、平成24年度からの学校給食配送業務の円滑な運用を求める決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところですがけれども、現在、最終日であり、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査のみですので、議会運営委員会に

はお諮りをいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

決議第6号平成24年度からの学校給食配送業務の円滑な運用を求める決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） 決議第6号平成24年度からの学校給食配送業務の円滑な運用を求める決議案を議題といたします。

ここで、決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時33分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。13番、河杉議員。

〔13番 河杉 憲二君 登壇〕

○13番（河杉 憲二君） それでは、提案理由を申し述べたいと思いますけれども、今お手元に配付いたしました決議文の中に、その要素も入っておりますので、読まさせていただきますと思います。

平成24年度からの学校給食配送業務のあり方については、9月市議会定例会で、民間委託よりも直営のほうが安価であるとして、債務負担行為が削除されました。これを受けて10月19日開催の市議会臨時会に同じ内容の議案が再提案され、教育民生委員会で2回、閉会中の審査が行われましたが、執行部の説明は、9月議会における説明と同様のもの였습니다。このため、今議会初日に、再度、債務負担行為は否決されました。

また、審議の過程で、執行部は、新規配送用車両の購入は民間委託が前提と考えており、これが認められない限り発注しない。さらに、たとえ今から発注しても、来年3月末までの納車は不可能で、来年度も今年度と同様に、受託業者である日本通運株式会社防府支店と随意契約するのが有力な選択肢として見解を示しました。

このため、議会は、1、競争入札による民間委託であれ、直営であれ、配送用車両は不可欠であり、車両購入をしないことは給食配送に支障を来し、市民に対する背信行為である。また、防府市自治基本条例に定める、公正かつ誠実な事務、職務の執行に反するもの

である。

2、このまま推移すれば、職員の不作為により2年続けて随意契約による配送を行わざるを得ないことが想定され、公正かつ適正な契約を定めた地方自治法や防府市財務規則に反するとして、学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議を行いました。

しかし、その後も執行部が全く行動を起こさないため、議員有志が非公式に日本通運株式会社防府支店幹部と話し合いを持った結果、日本通運としては、現有車両の走行距離は3万キロ程度で、これを廃棄することは無駄であり、配送業務が業者委託、市直営、いずれの場合も市に売却することに全く異存はないとの見解をいただいたところでございます。

一方、配送に要する経費の比較については、執行部は、業者委託に係る所要経費に対し、直営であれば、新たに正職員の増員、夜間の車両監視システムや運転手詰所の設置が必要となり、委託のほうが安価であるとしていますが、これらは果たして必要か、疑問が残るところであり、これらを除いた残余の経費では直営のほうがはるかに安価となっています。

そして、残念なことに、業者委託経費については、当初提案時から全く変更されていません。このまま執行部が頑迷な態度を取り続けるならば、来年4月からの給食配送業務に支障を来すことになりかねず、憂慮するものであります。

したがって、防府市議会は、配送用車両について、日本通運株式会社に対し譲渡要請するとともに、早急に委託の積算内容の再検討を行うなど、再度、業者委託と直営のどちらが安価か、真摯に検証することにより、来年4月からの給食配送業務に万全を期することを求める。右決議する。平成23年12月22日、防府市議会。

以上でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。24番、田中敏靖議員。

○24番（田中 敏靖君） ちょっとお尋ねしますが、しかし書きのところの、議員有志が非公式に日本通運株式会社防府支店幹部と話し合った結果という文面がありますが、差し支えなければ、どなたといつお話になったか教えていただければ、もし公表いただければ、お願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 13番、河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 先々週でしたか、お会いしたのは、防府市の日本通運支店長さん、それから次長、それから担当課長でした。その3名でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。質疑を終結して（発言する者あり）13番、河杉議員。

○13番（河杉 憲二君） 議員有志というのは、約12名ぐらいでしたでしょうか。そ

の方々と第一委員会室でお会いいたしました。

○議長（安藤 二郎君） 10番、高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 今、突然の決議の文を読まさせていただいたところでございます。動議によって出された決議でございますので、会派の調整の時間をいただきたく思います。休憩を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

---

午前11時50分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

時間もございますので、ここで午後1時まで休憩に入らせていただきます。昼食のため、午後1時まで休憩に入ります。

午前11時50分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

質疑はよろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、お諮りをいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。21番、今津議員。

○21番（今津 誠一君） お昼の休憩の時間に、この決議文の内容を吟味させてもらったわけですが、ざっと見れば、特にこの決議の結論、要望というのは、最後の3行目に集約されておるように思います。

配送用車両について、日本通運株式会社に譲渡要請をするとともに、早急に委託料の積算内容の再検討を行うと、再度、業者委託と直営のどちらが安価か真摯に検証することにより、来年からの配送業務に万全を期することを求めると、こういうことで、第一の日本通運に対して譲渡要請をするということは、これはできれば結構なことではないかなと思います。

それから、委託料の積算内容の再検討を行うということで、これも大事なことだと思

ますが、それで、ちょっと私が感じるのは、直営のほうが安価であると、こういうふう  
結論づけたところから、この決議が出されておるわけですが、これは机上の試算に基  
づくものであって、それから、しかも長門市が、たまたま昨年の8月ぐらいから直営でや  
っておって、今のところ大した問題が起きておらんということで、防府市もこれでやれる  
んであろうというようなところから考えがスタートしておるように思うわけです。

それで、特に私が思うのは、安価、安価と、価格だけが重視されておりますけども、や  
はり大事なのは安全性という問題だろうと思うんです。だから、安価とともに安全性につ  
いても真摯に検証されなければならないと、こういう文言がここに当然あってしかるべき  
だと私は思うんで、ここに追加をすべきであるというふうに思います。そのことが、安全  
性というものがここに記されていないので、私はこれについては、これを了として認める  
というわけにはなかなかいかないのであります。

どちらが安価かというようなことについてもいろいろあって、例えば業者委託にしても、  
これは配送車両を市が与えるわけですから、与えるという場合もあるし、あるいは日通か  
ら提供していただくという場合もありますが、そういうふうに車両が確保できれば、いろ  
んな業者が非常に参加しやすくなる、入札に。そうすると、この価格面もかなりどっと下  
がる、このような可能性も私は十分あり得るというふうに思っておりますので、その辺の  
ところもあわせて、価格の面においても検証していく必要があるのではなかろうかと、こ  
のように思います。

そういうことで、にわかにこの決議には賛成しがたいという結論に至りました。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。10番、高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 本決議に反対の立場で討論をいたします。

私は教育民生委員会の一委員でございますが、給食配送という重要案件の決議を本会議  
場で突然知ることとなりました。また、議員有志で日本通運に行かれたことも、付託案件  
以外の一般質問の中で知ったわけでございます。

11月30日の学校給食配送用車両購入に関する決議に関しては、来年4月から万全を  
期すことを強く求め、配送用車両は不可欠であるとの見解から、やむなく賛成をいたしま  
したが、今回の決議には、前回の決議にない言葉で種々表現をされております。例えば、  
「防府市自治基本条例に定める「公正かつ誠実」な事務・職務の執行に反するものであ  
る」、また、「職員の不作為により」、また、「地方自治法や防府市財務規則に反する」  
と、断定された言葉が入っております。これに関しては適切な表現かどうか疑義が残り、  
いかなることかと思っているわけでございます。

公教育の一環である給食、その配送に関しては、私は一貫して、1日3,000食の安

心・安全な配送業務ということと、来年４月に間に合わせることを主張してまいりました。本決議には、夜間の車両監視システムに関しても、果たして必要かどうかという点があります。これまで私ども議員は、安心・安全な給食に関して、あらゆる高い水準を求めてまいりました。これからも、安価かどうか、経費の問題だけではなく、安心・安全に関して意を尽くすことが重要と考えております。真摯に検証することにより、来年４月からの給食配送業務に万全を期することを求めることは、言うまでもなく重要なことではありますけれども、以上の理由により反対をいたします。

○議長（安藤 二郎君） ４番、中林議員。

○４番（中林 堅造君） この決議に対して反対の立場で発言をさせていただきます。

学校給食配送業務について、今回の教育民生委員会のまず進め方において、直営のほうが安価にできるという案がまさに唐突に出てきました。他市との比較検討がほとんどないといえますか、長門市１市のみでのことで、これを視察に行かれ、先ほど高砂議員もおっしゃってたわけですが、安価にできるという、そのことのみでこの案を示されて、実に短兵急な判断をしたということこそが間違っておるのではないかと思います。安価にできるのであれば、議会側でもしっかりと数字を示すべきだったと思っております。民間業者が受託しないというなら、直営は、これ、仕方ないわけですが、そうでなく、受託をしていただき、６年間、安全・安心に任せられてきたわけですが、行政改革に逆行してはならないわけで、そのことをしっかりと頭に入れておかなければならないと思います。やむを得ない時期まで来ておりますので、執行部の選択肢を了として、再度検証せよという決議には反対をしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ２３番、藤本議員。

○２３番（藤本 和久君） 反対の立場で討論をします。

さきの９月議会で可決された配送用車両の購入費用は、民間委託が前提で可決されたわけで、直営が前提であれば、可否はどうなっていたかわかりません。（発言する者あり）そのような性質の予算では執行できないのが当然であり、直営を前提とした配送用車両を購入するのであれば、新たな予算案を議会に提出するのが筋だと思います。

議員有志が非公式とはいえ、日本通運株式会社と、車両の譲渡について話し合ったようですが、議会は言うまでもなく議決機関であり、執行機関ではありません。執行権を侵害するような行為だと思います。

車には保証期間があります。購入して５年が経過していれば、その期間は過ぎていると思います。運送業を業とする企業なら、車両整備に万全を期して問題ないと思いますが、保証期間を過ぎた車両を使用して、果たして直営で安全に給食を配送できるか、疑問が残

ります。

以上、反対理由を述べて、反対討論とします。

○議長（安藤 二郎君） 24番、田中敏靖議員。

○24番（田中 敏靖君） 反対の立場で討論させていただきます。

その前に、先ほど私に投げかけられたように、このような動議を唐突に出してからどうのと言われましたけど、これも当然、早くから出していただいたほうがよかったのじゃないかと私は思います。

市の保管する車両のうち、後方が見えない車両については、クリーンセンターのパッカー車等がありますが、このような車は後ろがよく見えません。このような、後方が見えない給食配送車の運転というのは本当に難しい、これは技術を要すと。だから、この案にありますように、どちらかを選べというんじゃないかと、どうせえというほうがいいと思いますので、こういう、いろいろな修正が行われる期間があったらよかったんじゃないかなと思います。技術を要し、また事故の発生率も大きい、こういう車については、慎重に検討すべきであるということで、また、私の考え方は、こういう車両については所有者責任というものがありますので、損害金の金額も予測ができる、こういうふうな民間委託と、そういう場合には車も含めて民間委託というのがいいんじゃないかなと思いますし、今、このように車両を市が買うということは、本来は事故があった場合には、所有者責任を言われ、またほかの任意保険等々についてもかさ上げになってくると思いますので、ほかのほうにも費用負担がかかると。基本的にすべて民間委託というふうな方法がいいという解釈をしておりますので、私はこの辺のものをもう少し検討すべきだということで、反対させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、今、田中議員がおっしゃいました動議が唐突に出たと、私が申し上げたのは、条例案というのは唐突に出すものではないと、これは物の本にも書いてあるからわざわざ申し上げたわけで、こういう決議とかというのは動議で出てくるのはごく自然のものだというふうに、まず思っておきます。

それと、安心・安全という言葉がどなたからも出ましたが、我々は安心・安全を否定したことは一遍もありません。安心・安全が保たれた上での、前提での話をしてるわけです。

反対討論をされた方々にお尋ねをしてみたい気持ちがあるんですが、それでは今現在、きょうもですよ、きょうも小野小学校から小野中学校は、シルバー人材センターの委託を受けた人が運んでるんです。車は小野小学校に置きっ放し、監視システムも何もないです

よ。それが安心・安全でなかったのか、全く同じことじゃないですか。業者でなかったら、小野小学校から小野中学校へ運んでいる人は素人ですよ。少なくともシルバー人材センターに入るまでは、私の知ってる人は団体職員でした。運転を業務としている人でもないんです。それで済ませちよるのが、今度はいかにも安心・安全、安心・安全で、それが金科玉条のごとくおっしゃってますが、それじゃったら、きょうから小野小学校から小野中学校への配送はやめんにゃいけません。我々は安心・安全を否定して言っとるものではないということと言っとかなきゃいけないという立場を示しながら、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 私は、これの賛成者にもなっておりますが、賛成の立場から討論をしたいと思えます。

まず最初に、よく確認をしなければならないのは、先ほど執行権を侵すというような議論がありましたけれども、議決機関と執行機関との関係であります。地方自治法は二元代表性という形で2つの代表機関、それを議決機関、あるいは執行機関、また別の言い方も、議決機関と言わずに議事機関と言ったりもいたしますけれども、そういう形で、お互いに牽制をするような形でしておるわけです。

その中で、いわば議会は議決をするということで、市の進むべき進路、道筋を決めていくというのが、これが議決機関の役割であります。執行機関は当然、ある程度のいろんな膨大な補助機関、市の職員を要しておりますから、その中でいろんな情報を集め、そして計画をして、ある程度の案を示すと。その案について議決という形で方向を決めるのは議会であります。

したがって、これまでの9月議会、あるいはこの本議会の冒頭で、債務負担行為が削除されたと、そういう形で、かじを切るというふうに議決が決められたわけですから、基本的にその方向で、執行機関であるべき教育委員会は動かなければならないわけでありまして。

ところが、それが動かないということの中で、それを模索する、いかにして4月からきちっとしたものが、きちっとした給食の配送に支障を来すことがないようにすると、そういった意味で、有志の議員が日本通運さんと話し合いをしたということもあるわけでありまして。したがって、それを執行権を侵害するということは全く当てはまらないものだろうというふうに思います。

議決機関と執行機関のそういった考え方、ハンドルを切るのは議会であります。その切った方向にエンジンで進むのは、執行機関である執行部の役割であります。これを否定するような今の執行部の運営には非常に疑問を感じるわけでありまして。そういった意味でま



ず意見を申し上げます。

それから、唐突に直営が出てきたという議論が出されましたけれども、これは唐突に出てきたわけではなくて、3月から今日までの議論の積み重ねの中でこういう結論に至ったわけであります。

当初は車を市が持つことがいいのか、業者さんに持たせるのがいいのかという議論がありました。その問題が、一応市が持つという形で決着を見ました。しからばその委託業者について、例えば他市でやっておるシルバー人材センターもあるではないか、こういう議論が同時に出てきたわけです、民間事業者ではなくて。しかし、シルバー人材センターは、細かく言いませんが、余り好ましくない、こういうことがあって、しからば同じような形で市で直営ですることはできないか。それで県内他市の例を見れば、長門市がこういう形でしておると、そういう議論の積み上げの中で、執行部と議員の議論の積み上げの中で今の直営というものが出てきたわけであります。さも唐突に出てきたようなことを言われるのは、これまでの議論の流れをよく理解していない方々です。そういった意味で、今日までの議論は全くおかしいものではありません。

しかしながら、こういった形で議会と執行機関がいつまでもぎくしゃくしておるだけでは、4月からの配送について支障が出るのではないか。そういうことを議会としても憂慮しているわけです。これが最後の2行に書いてありますが、そういった意味で、市のほうもやはり積算根拠なり、そういったものをもう一度きちっと、改めて調べてほしいと考えるのはごく自然なわけであります。

我々議員、それぞれアンテナを張って、さまざまな情報を集めておりますけれども、しかし、いわゆるもち屋と申しますか、教育委員会は教育委員会としての、そういった細かなノウハウだとか、そういった、実際に配送の業務を委託という形ですけれども、されておれば、我々が知らないこともあるかもしれません。そういうものがあれば、そういった情報をつぶさに我々に提供、公開していただいて、我々が間違った情報で判断するのであれば、その違った情報ということを正していただきたい。そういうこともひっくり返して最後の3行の文章があるわけでありまして、そういったことをぜひ御理解いただいて、賛成を私はしたい、こういうことで意見を述べさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、車の購入についてであります、これは議会が提案すればいいという形でありましたけれども、議会には予算編成権というのがないわけでありますから、今ある、出ている予算をそのまま、これは直営にも使えるという形でそれを認めたということでありますから、これを否決をして、新たにそれを提出するということは、私は自治法上できないのではないかと、それを議会として提出しろというのは、ちょっと乱暴な議

論ではないかと、こういうふうに意見を申し上げておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） それでは、討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。決議第6号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、決議第6号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安藤 二郎君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（安藤 二郎君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第7回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重な御審議いただきましてありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時21分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月22日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 三原 昭治

防府市議会議員 木村 一彦

議案に対する議員の態度

議案 番号	平成23年第7回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																議決 結果							
		会派・議員名(※議長は除く)																							
		明政会				絆		公明党		平成会		前進		七日会		日本共産党			民意クラブ		一灯会		市民クラブ		
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	行重	青木	山田	高砂	山下	山根	田中敏	中林	横田	今津	斉藤		河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本
74	平成23年度防府市一般会計補正予算(第10号) (法第109条第9項閉会中継続審査)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	否決
75	防府市環境基本計画について (修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
76	第二次防府市生涯学習推進計画について (修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
77	指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
78	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
79	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務 の変更に伴う財産処分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
80	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
81	防府市特別職報酬等審議会条例中改正につい て	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
82	職員の給与に関する条例等中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
83	防府市手数料条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
84	防府市特別会計条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
85	防府市奨学資金貸付条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
86	防府市奨学生選考審査会条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
87	平成23年度防府市一般会計補正予算(第12号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
88	平成23年度防府市一般会計補正予算(第13号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
89	平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
90	平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
91	平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
92	平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正 予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
93	平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正 予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案に対する議員の態度

議案 番号	平成23年第7回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対																議決 結果							
		会派・議員名(※議長は除く)																							
		明政会				絆		公明党			平成会		前進		七日会		日本共産党		民意クラブ	一灯会	市民クラブ				
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	行重	青木	山田	高砂	山下	山根	田中敏	中林	横田	今津	斉藤		河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本
74	平成23年度防府市一般会計補正予算(第10号) (法第109条第9項閉会中継続審査)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	否決
75	防府市環境基本計画について (修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
76	第二次防府市生涯学習推進計画について (修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
77	指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
78	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務 の変更及び規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
79	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務 の変更に伴う財産処分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
80	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
81	防府市特別職報酬等審議会条例中改正につい て	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
82	職員の給与に関する条例等中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
83	防府市手数料条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
84	防府市特別会計条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
85	防府市奨学資金貸付条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
86	防府市奨学生選考審査会条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
87	平成23年度防府市一般会計補正予算(第12号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
88	平成23年度防府市一般会計補正予算(第13号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
89	平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
90	平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
91	平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
92	平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正 予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決
93	平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正 予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決